

## 5. 指定事業者等の指導について

### ア. 保険者（市町村）指導について

- 介護保険制度発足以来、サービス利用者は増加するなど制度の定着の一方で、不適正なサービス提供や事業者による過度の利用者掘り起こし等、不適正ないし不正な事例も見られることから、平成16年10月より介護給付費の動向等を踏まえた「介護給付適正化推進運動」を展開しているところである。

平成18年度においても、引き続き介護給付費適正化を一層推進することとしており、保険者指導に当たっては、「○介護給付適正化の取組みについて」に掲げた事項に重点を置いた指導助言をお願いするとともに、平成17年度における各保険者の介護給付費適正化の実施状況を把握した上で、給付分析や適正化の取組みが低調である保険者を対象に実地指導をお願いしたい。

- なお、低所得者の保険料に関し独自の施策を講じている保険者のうち、①保険料の全額免除、②資産等を把握しないことによる一律の減免、③保険料減免に関する一般財源の繰り入れをしている保険者が未だみられる。

これらの方法による減免は、国民皆で制度を支える介護保険法の本旨に照らすと適切ではないので、保険者に対しては今後とも指導方お願いしたい。

また、利用料についても利用者の負担能力に関係なく全額免除又は一律に軽減している保険者が一部みられるが、利用者負担は、介護保険の負担の公平性や適切なコスト意識の喚起の観点から設けられたものであるもので、制度の趣旨を踏まえ節度ある対応について指導方お願いしたい。

### イ. 指定事業所に対する指導等について

- 平成12年4月の介護保険制度施行以来、介護サービス指定事業所（介護保険施設を含む）数は増加の一途をたどっており、その一方で運営基準等を遵守しな

い不適切なサービス提供や架空又は水増しといった不正な介護給付費の請求等を行ったため、指定取消処分を受ける事業所も増加していることは誠に遺憾である。

- 指定取消を受けた事業所の状況については、平成17年12月現在で指定取消事業所は41都道府県で362カ所であるが、これは氷山の一角であると危惧する向きもあり、いずれにしても各サービス事業者が公的介護保険の実施を担っていることを自覚し、適正な事業運営の確保に向けた取り組みが切に求められている。
- また、指定取消には至らないものの、人員不足による介護報酬の減算等を行わない、過剰な介護報酬の請求を行っているなどの事業所も増加しており、平成16年度においては、4,197事業所に対し約80億円の返還請求が行われているところである。
- 更に、会計検査院の「平成16年度決算検査報告」においても、介護療養型医療施設において特別な室料を徴している場合に療養環境減算が行われていない等の多くの指摘がなされているところであり、これは、平成13年度以降連続して指摘されているところである。

以上の状況認識に立って、平成18年度の指導監査に当たっては、次に掲げる事項に留意して実施されるようお願いしたい。

◇ これまでの指定取消事例の傾向

○ 指定取消事業所のサービス種別

訪問介護事業（134事業者）、居宅介護支援事業（104事業者）、通所介護事業（25事業者）の順。（全体で362事業者<17.12現在>）

○ 事業者の法人種別

営利法人（234事業者）、特定非営利活動法人（40事業者）、医療法人（36事業者）、社会福祉法人（33事業者）の順。（全体で362事業者）

○ 指定取消の主な事由

- ・ 訪問介護事業所 → 「架空・水増し請求」、「無資格者によるサービス提供」
- ・ 居宅介護支援事業者 → 「無資格者によるケアプラン作成」、「架空のケアプラン作成」、「名義借りによる指定申請」

(注) 不正不当行為が発覚した端緒は、事業所職員や元職員等からの相談や苦情など情報に基づくものが全体の約半数。

#### (ア) 平成18年度における指導重点事項等

事業所に対する集団指導の際に、指定取消事例や介護報酬の算定誤りが多い事例等介護報酬算定ルールの周知徹底を図るとともに、事業所に対する実地指導に当たっては、次のことを重点的に点検・指導を行うようお願いしたい。

##### ① 指導重点事項

###### <人員基準・介護報酬関係>

- ◇ 介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上で加算・減算等の基準に沿った介護報酬の請求が行われているか。
- ◇ 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- ◇ 医師など名義借りによる架空職員をねつ造しているおそれはないか。
- ◇ 有資格者により行うべきサービスが無資格者により行われていないか。

###### <運営基準>

- ◇ 個別サービス計画の作成、見直し、記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- ◇ 身体拘束の防止に向けた取り組みがなされているか。
- ◇ 苦情、事故、感染症、食中毒があった場合にどのような対応を行っているか。
- ◇ 介護保険施設等における防火体制及び万一火災等が発生した場合の消火・避難通報体制の確保等の対策がとられているか。

また、実施指導に当たっては、国保連合会介護給付適正化システムを活用する

ことにより特異な傾向を示している事業者については、その内容及び適否を調査確認願いたい。

② 実地指導対象事業所の選定方針

機械的に指導監査計画を策定することなく、次による事業所・施設を優先に選定願いたい。

- 国保連合会介護給付適正化システムの活用により特異傾向を示していると思われる事業所・施設
- 市町村や国保連合会に寄せられる事業者に関する苦情を把握し、その分析結果から実地の確認が必要と思われる事業所・施設
- 各種研修会等に事業所・施設の管理者が一切参加しないなど、外部との情報交換を避けたり、介護相談員の受け入れを拒否するなど外部の目が入ることを避けるような事業所・施設
- 同一法人が多数の事業拠点を展開あるいは特別な関係にある法人間で多方面にわたる複数の事業拠点を展開している事業所・施設

《具体的な取組み》

○不正請求、不適切な請求への対応

不正請求や事業所の取消事例が増加していること等を踏まえ、適切な介護給付を行うため、サービス提供事業者等の保険給付について調査（照会）等を行うこととする。

【優先的に調査等を行う事業所の選定】

①国保連合会介護給付適正化システムにより特異な傾向を示している事業所に対する調査（照会）

②大規模事業所等への指導監査

1) 介護報酬支払額の上位事業所

次に掲げるサービス種別ごとに介護報酬支払総額が大きい事業所を優先し、介護報酬支払額が最大である事業所に対しては、当該給付内容について

て指導監査を行っていただきたいこと。

## 2) 複数の事業拠点を展開している事業所

同一法人が多数の事業拠点を展開あるいは特別な関係にある法人間で多方面にわたる複数の事業拠点を展開している形態の事業所、施設から優先的に指導監査を実施していただきたいこと。

### 【特異傾向の具体例】

#### ○支給限度額割合及び同一法人比率

- ・ 当該居宅介護支援事業所のサービス計画において、支給限度額割合が一般的に高く、同一法人比率が高く、サービス種類数が少ない
- 居宅サービス事業者と共謀した囲い込みにより必要以上の過剰なサービスを提供している可能性がある。

#### ○ケアマネージャー1人当たりの担当人数

- ・ ケアマネージャー1人当たりの担当人数が通常より極端に高く、利用者宅への訪問が困難とみなされるにも関わらず減算請求が全くない
- 運営基準を満たさず請求を減算していない可能性がある。

#### ○要介護度の偏り

- ・ 通所介護等で利用者が平均より重度の要介護度に偏っている
- 重度の要介護者を集め、隣接する共同住宅等から通所介護に通わせているなど、施設に類似したサービスの提供が行われている可能性

#### ○サービスの種類数及び特定のパターン化

- ・ ほとんどの利用者について1種類のサービスしか計画されていない
- ・ サービス種類の計画内容が特定のパターンに集中している
- 利用者の状況を十分把握せず、サービス内容の検討が行われていない可能性